令和６年度　第１回涌谷町地域公共交通会議　議案説明資料

本会議における、報告事項及び協議事項の概要については、下記のとおりです。御承知及び御審議よろしくお願いいたします。

１　報告事項

下記の２事項について、事務局より報告いたします。

（１）涌谷町地域公共交通会議委員の委嘱について（報告資料１）

令和６年４月１日から令和８年３月31日までを任期とする、委員を別紙名簿のとおり委嘱しました。なお、補欠が生じた際には、涌谷町地域公共交通会議設置要綱第４条の規定により、後任の任期は、前任者の残任の期間とします。

（２）監事の指名について（報告資料２）

涌谷町地域公共交通会議財務要綱第５条に規定する監事について、下記の者を指名いたしました。なお、監事の任期については、委員委嘱と同様の期間とします。

機　関　名	役　職　名	氏　　名
涌谷町建設課	参事兼課長	熱海　潤

２　協議事項

本会議では、下記の３つの議案を提案いたします。御審議の程よろしくお願いいたします。なお、議案承認の可否については、別紙「回答票」にて御回答をお願いいたします。

【第１号議案】令和６年度収支予算案について（協議資料１）

涌谷町地域公共交通会議財務要綱第２条の規定に基づき、資料２のとおり、収支予算案を作成いたしました。

（歳出について）

令和５年度涌谷町地域公共交通会議で報告しましたとおり、「涌谷町地域公共交通計画策定業務委託」の契約を見込んでおり、委託費を計上しております。

（歳入について）

国からの補助金及び涌谷町からの負担金を計上しております。なお、国からの補助金については、「地域公共交通調査等事業国庫補助金」の活用を見込んでいます。

（参考）地域公共交通調査等事業費補助金

対象経費：涌谷町地域公共交通計画策定業務に係る委託料

補 助 率：1/2

内 示 額：500 万円

【第２号議案】涌谷町地域公共交通計画策定業務委託審査委員会設置要綱の制定について（協議資料２）

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託の業者選定については、公募型プロポーザルにおいて実施予定であり、厳正かつ公平に審査を行うための涌谷町地域公共交通計画策定業務委託審査委員会を設置するため、設置要綱を制定するものです。

併せて、委員について、別紙のとおり指名いたします。

【第３号議案】涌谷町地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル実施要領等の施行について（協議資料 3）

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託の業者選定に必要な事項を定めるため、実施要領及び仕様書を施行するものです。

なお、涌谷町財務規則及び涌谷町プロポーザル実施要綱に則した内容です。

報告資料1

涌谷町地域公共交通会議委員名簿

【委　員】　（順不同、敬称略）

機　関　名	役　職　名	氏　　名	備考
涌谷町	町　長	遠　藤　釈　雄	会長
公立大学法人宮城大学	教　授	徳　永　幸　之	
仙北富士交通株式会社	専務取締役	佐　藤　　　譲	
仙北富士交通株式会社	部　長	遠　藤　孝　志	
有限会社南郷タクシー	代表取締役社長	佐々木　清　貴	
東日本旅客鉄道株式会社	小牛田統括センター所長	渡　邉　和　利	
公益社団法人宮城県バス協会	事務局長	岡　野　雅　昭	
東北運輸局宮城運輸支局	首席運輸企画専門官	関　沢　京　子	
遠田警察署	交通課長	高　橋　剛　士	
宮城県企画部地域交通政策課	主　事	加　藤　結　子	
宮城県北部土木事務所	次　長	留　目　浩　一	
涌谷町行政区長会	会　長	小　野　秀　一	
涌谷町民生委員児童委員協議会	会　長	遠　藤　良　治	
涌谷町建設課	参事兼課長	熱　海　　　潤	
涌谷町福祉課	参事兼課長	鈴　木　久美子	

任期は令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの２年間とする。

報告資料２

監事の指名について

涌谷町地域公共交通会議財務要綱第５条の規定に基づき、下記の者を監事として指名します。

ただし、任期は令和８年３月３１日までとします。

監事委員

機　関　名	役　職　名	氏　　名
涌谷町建設課	参事兼課長	熱海　潤

令和６年４月１日

涌谷町地域公共交通会議　会長　遠藤　釈雄

協議資料１

令和６年度　涌谷町地域公共交通会議　収支予算

【歳入】

単位：円

科　目	本年度	前年度＊	比　較	摘要
1　負担金	6,000,000	―	―	涌谷町負担金
2　補助金	5,000,000	―	―	地域公共交通調査等事業費国庫補助金
3　雑収入	0	―	―	
4　繰越金	0	―	―	
合計	11,000,000			

【歳出】

単位：円

科　目	本年度	前年度＊	前年度からの増減	摘要
1　運営費	100,000	―	―	事務費等（消耗品等）
2　委託料	10,000,000	―	―	地域公共交通計画策定業務委託料
3　使用料及び賃借料	0	―	―	
4　予備費	900,000	―	―	
合計	11,000,000			

＊本会議での収支予算は、本年度が初年度のため、未記入。

協議資料２

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託審査委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　涌谷町地域公共交通計画策定業務委託（以下「業務委託」とする。）に係る業者選定手続きを厳正かつ公平に行うため、涌谷町地域公共交通会議（以下「交通会議」とする。）に涌谷町地域公共交通計画策定業務委託審査委員会（以下「委員会」とする。）を設置するもの。

（所掌事務）

第２条　委員会は、業務委託の業者選定に係る企画提案の審査及びその結果に係る契約候補者の決定について審議するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、交通会議の会長の指名する者の計６名をもって組織する。

２　委員会は、業務委託の契約締結日をもって解散する。

（運営）

第４条　委員会の委員長は、交通会議の会長又は会長が指名する者とする。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　委員長に事故ある場合には、委員長が指名する者がその職務を代理する。

４　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

５　委員会は、非公開とする。

６　委員会の庶務は、涌谷町地域公共交通会議設置要綱第 5 条６に規定される涌谷町の地域公共交通を所管する課室において処理する。

（守秘義務）

第 5 条　委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第 6 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

協議資料2
（別紙）

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託審査委員会設置要綱第３条の規定により、下記の者を委員として指名し、涌谷町地域公共交通計画業務委託審査委員会を組織します。

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託審査委員会　委員名簿

	機　関　等	職　名	氏名	備考
1	宮城大学	教授	徳永　幸之	委員長
2	仙北富士交通株式会社	専務取締役	佐藤　譲	委員
3	有限会社南郷タクシー	代表取締役社長	佐々木　清貴	委員
4	涌谷町行政区長会	会長	小野　秀一	委員
5	涌谷町福祉課	参事兼課長	鈴木　久美子	委員
6	涌谷町企画財政課	参事兼課長	大崎　俊一	委員

涌谷町地域公共交通会議

会長　遠藤　釈雄

協議資料３

令和６年度涌谷町地域公共交通計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

この要領は、涌谷町地域公共交通会議が委託する「涌谷町地域公共交通計画策定業務」の契約候補者を選定するにあたって、実施する公募型プロポーザル及び委託契約に関して必要な事項を定めるものである。

１　業務目的

本町の地域公共交通は、鉄道および町民バス、タクシーが運行しているが、年々町民バスの利用者が減少し、収支率も悪化しているほか、公共交通空白地域、不便地域が存在し、町民バスの運行便数も十分であるとは言えないことから、自家用車を利用しなければ生活できない住民がいる状況である。

また、近年人口減少が進行し、令和 27 年度には町の人口が１万人を下回る推計であり、現在の地域公共交通の形態を維持していくことが困難であると予想されることから、今後の地域公共交通に関して、より利便性が高く持続可能な形態を構築するための基本的な方針を示す必要がある。

そのため、本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第５条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる、「涌谷町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめを行うことを目的に実施する事業である。

２　事業概要

（１）業務名　　涌谷町地域公共交通計画策定業務

（２）業務内容　別紙「涌谷町地域公共交通計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）のとおり

（３）事業期間　契約締結日の翌日から令和７年３月３１日まで

３　提案限度額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4　スケジュール（案）

内　容	期　日
事業告示	4 月 10 日（水）
質問受付期間	4 月 10 日（水）～4 月 16 日（火）
質問回答日	4 月 19 日（金）
参加申込書受付期間	4 月 10 日（水）～ 4 月 23 日（火）
企画提案書受付期間	4 月 24 日（水）～ 5 月 10 日（金）
書類選考結果通知	5 月 16 日（木）
企画案のプレゼンテーション	5 月下旬
審査結果通知・公表	5 月下旬
契約締結	６月上旬

5　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（２）宮城県及び涌谷町入札参加業者における、入札参加資格停止の期間中でないものであること。

（３）涌谷町暴力団排除条例（平成 24 年涌谷町条例第 21 号）の規定による入札参加資格停止措置の期間中でないものであること。

（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないものであること。

（５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないものであること。

6　質問・回答

（１）提出方法　質問書（様式第１号）により、電子メール又は、FAX、郵送、持参で提出すること。

【提出先】

〒987-0192　宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153 番地 2

涌谷町地域公共交通会議事務局　涌谷町企画財政課企画班　宛

E-mail：gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp

ＦＡＸ　：0229-43-2693

（２）提出期限　　令和 6 年 4 月 16 日（火）午後 5 時まで（必着）

（３）回答日　　　令和 6 年 4 月 19 日（金）

（４）回答方法　　質問者を伏せた形で涌谷町ホームページに掲載

7　参加申込書の提出

（１）提出方法

下記提出書類を郵送又は持参で提出すること。

【提出先】

〒987-0192　宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153 番地 2

涌谷町地域公共交通会議事務局　涌谷町企画財政課企画班　宛

（２）提出書類

①プロポーザル参加申込書（様式第２号）

②会社概要書（様式第３号）

③業務実績調書（様式第４号）

④誓約書（様式第５号）

⑤事業所所在地の納税証明書（法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税）

（３）提出期限　令和６年４月 23 日（火）午後５時まで（必着）

8　企画提案書の受付

（１）提出方法

下記提出書類を郵送又は持参で提出すること。

（２）提出書類

企画提案書 （任意様式）	・仕様書の内容を踏まえて作成すること。なお、業務の目的を達成するために仕様書に示したもの以外の事項についての提案も可能とする。 ・書類は A4 判、片面刷り２０ページ以内（表紙、目次は含まない）で作成すること。
業務体制表 （任意様式）	・業務実施、管理体制について記載すること。
業務スケジュール表 （任意様式）	・仕様書の内容を踏まえて業務進行の工程を記載すること。
見積書 （様式第６号）	・別紙様式により作成すること。 ・仕様書を踏まえた積算の内容とすること。ただし、予算限度額内であれば、業務の追加提案も可能とする。

正本１部、副本７部を提出すること

（２）提出期限

令和６年５月 10 日（金）午後５時まで（必着）

（３）提出書類の扱い

①　受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の追加、変更は認めない。ただし、発注者の同意があった場合は、この限りではない。

② 提出書類は、本件審査後も返却しない。

③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

④ 提出書類は、提案者の許可なく本プロポーザルの目的以外には使用しない。

⑤ 発注者が認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

9 審査の方針

（1）選定方法

本要領及び別紙「涌谷町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という）に基づき評価を行う。審査の結果、最高順位となった者を契約候補者として決定する。なお、最高順位の者が2者以上の場合は、委員長の点数が高いものを契約候補者とする。

（2）書類選考

参加申込者が5者以上の場合は、提出された企画提案書について、審査基準に基づく書類審査を行い、上位4者を受注候補者として選定する。なお、書類審査の結果は、令和6年5月16日（木）までに参加申込者全員に通知する。

（3）プレゼンテーションの概要及び留意点

① 開催日 別途通知します

② 時間および場所は別途通知する

③ プレゼンテーション出席者は、3名以内とする

④ プレゼンテーションの時間は30分以内とし、おおむね、提案時間は20分程度、その後、委員からの質疑応答を10分程度で実施する。

⑤ プレゼンテーションに使用するパソコン等の備品は、提案者において用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは発注者において用意する。

⑥ 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配布は認めない。

⑦ 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

ア 提案者が参加資格を満たさなくなった場合

イ 提案書類に虚偽の記載又は不備（軽微なものを除く）があった場合

ウ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

エ 見積額が提案限度額を超えた場合

オ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合。（公共交通機関の遅延等、提案者の責によらない場合を除く）

カ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

キ その他著しく審議に反する行為があった等、審査委員会において契約締結が困難と認められた場合

⑧　審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に電子メールで通知する。ただし、各評価項目の点数等は公開しない。また、審査経過や結果に対する異議は受け付けない。

１０　その他

（１）本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、それらを遵守すること。

（２）選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。

（３）参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル審査基準

本業務の契約候補者の選定に当たっては、涌谷町地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領の規定に基づき提案された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を下記の基準により審査を実施する。なお、参加申込者が５者以上の場合には、実施要領９（２）の規定により、下記審査表①～④の評価基準において、審査委員会の委員長が提案された企画提案書の書類審査を行い、上位４者を選定する。

	審査項目	審査の視点	評価点	事前審査
①	業務体制について	・円滑、確実に業務遂行するための適切な人員配置及び役割分担であるか。 ・業務実績がある技術者が本業務に適切に従事することができるか。	5	○
②	過去の実績について	・国や他の自治体において類似業務の実績が十分あるか。	5	○
③	業務スケジュールについて	・策定業務全体のスケジュールが現実的で効率的なスケジュールとなっているか。	5	○
④	見積額について	・提案内容に見合った適切な見積金額か。	5	○
⑤	地域特性、公共交通の現状の整理について	・整理に活用するデータ、方法は適切かつ効果的なものか。	20	
⑥	町民の移動実態、ニーズ等の調査について	・調査の実施に当たっての方法、体制は適切かつ効果的なものか。	25	
⑦	計画のとりまとめについて	・計画の策定に当たっての検討方法や方向性は、当町の現状を理解し、適切なものか。	25	
⑧	プレゼンテーション	・説明に説得力があり、意欲が感じられるか。また、質疑応答の対応は適切か。	10	
合　計			100	

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託仕様書

本仕様書は、涌谷町地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）が実施する、涌谷町地域公共交通計画策定業務について、必要な事項を定めるものである。

１　業務委託名称

涌谷町地域公共交通計画策定業務委託

２　業務目的

本町の地域公共交通は、鉄道および町民バス、タクシーが運行しているが、年々町民バスの利用者が減少し、収支率も悪化しているほか、公共交通空白地域、不便地域が存在し、町民バスの運行便数も十分であるとは言えないことから、自家用車を利用しなければ生活できない住民がいる状況である。

また、近年人口減少が進行し、令和27年度には町の人口が１万人を下回る推計であり、現在の地域公共交通の形態を維持していくことが困難であると予想されることから、今後の地域公共交通に関して、より利便性が高く持続可能な形態を構築するための基本的な方針を示す必要がある。

そのため、本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第５条に基づき、本町の地域公共交通施策のマスタープランとなる、「涌谷町地域公共交通計画」を策定するために、町民の移動実態、ニーズ等の調査の実施により、本町における地域公共交通の課題の整理や基本方針、地域公共交通に関する施策、実施主体について検討し、計画のとりまとめを行うことを目的とする。

３　履行期間

契約締結日の翌日から令和７年３月３１日までとする

４　対象地域

涌谷町内

５　業務内容

業務内容は、下記のとおりを想定しているが、各項目の詳細や追加の項目については、企画提案内容及び発注者との協議により決定する。

（１）地域特性、公共交通の現状の整理

既存の資料や他の関連計画から、下記の項目等について、現状の整理を行う

①　地域特性の整理

②　町内地域公共交通の整理

③　上位・関連計画の整理

（２）町民の移動実態、ニーズ等の調査

町民の移動実態やニーズ等について、把握するため下記の項目等を実施する。

①　住民アンケート調査

②　町民バスの利用者に関する調査

③　地域住民との意見交換会の開催

④　関係機関に関する調査

（３）涌谷町地域公共交通計画（案）のとりまとめ

前項までの結果を踏まえ、下記の項目等について検討し、計画案の作成を実施する。

①　地域公共交通の現状、課題の整理

②　基本方針、計画目標の検討

③　施策、実施主体の検討

④　達成状況評価に関する事項の検討

⑤　涌谷町地域公共交通計画（案）の作成

（４）パブリックコメント支援

計画案の周知及び意見の徴収を行うため、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの資料作成、住民からの意見の整理、質問への回答案の作成を実施する。

（５）涌谷町地域公共交通会議の運営支援

計画を策定するにあたり開催される涌谷町地域公共交通会議における、運営支援、協議資料の作成を実施する。なお、議事録の作成は求めない。（３回の開催を想定）

（６）打合せ協議

業務を円滑に遂行するため、業務の進捗状況に合わせ、発注者と打合せ協議を実施する。（初回、中間、納入時の計３回を想定）

6　成果品

本業務の成果を取りまとめた、下記成果品を納入する。

（１）業務報告書　１部

（２）涌谷町地域公共交通計画書　100 部

（３）涌谷町地域公共交通計画概要版　500 部（A3 両面を想定）

（４）上記の電子データ（CD-R,DVD-R）１部

７　資料の貸与
　受注者は本業務に必要な資料等を発注者より借り入れることができるものとする。ただし、適切な管理に努めるとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

８　秘密の保持
　受注者は、本業務により知り得た情報を発注者の許可を得ずに、ほかに利用、開示してはならない。また、本業務の実施に当たり個人情報を取扱う際は、涌谷町個人情報保護法施行条例を遵守するものとし、秘密保持について、万全の管理を行うものとする。

９　成果品の帰属
　本業務の成果品の所有権、使用権は全て発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の成果品を発注者の了承を得ずに、成果品を公表、貸与、使用してはならない。

１０　検査
　本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

１１　納期及び納入場所
　成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、本会議の事務局である涌谷町企画財政課とする。（〒987-0192　涌谷町新町裏 153-2）